

杵築市自動体外式除細動器（A E D）貸出規程

（目的）

第1条 この規程は、杵築市内で開催される多数の市民が集まる行事において、その参加者等が心停止状態に陥ったときの救急救命活動に備えるため、その主催者又は代表者に自動体外式除細動器（以下「A E D」という。）を貸し出すことにより、市民の救命を図ることを目的とする。

（貸出機器）

第2条 この規程により貸し出すA E Dは、健康長寿あんしん課で管理する貸出用A E Dとする。

（貸出対象者）

第3条 A E Dの貸出対象者は、次条に規定する貸出対象行事の主催者又は代表者で、原則として杵築市民とする。

（貸出対象行事）

第4条 A E Dの貸出対象行事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、その会場に医師、保健師、看護師若しくは救急救命士又はA E Dの使用に関する普通救命講習を修了した者が配置されることを条件とする。

- (1) 市内で開催される行事であること。
- (2) 参加者が概ね10人以上であること。
- (3) 行事の主旨を踏まえて、貸出が適当であると認められるもの。

（貸出期間）

第5条 A E Dの貸出期間は、当該行事の開催日の前日から開催終了日の翌日までとする。ただし、貸出日又は返却日が市役所の閉庁日に当たる場合は、この限りでない。

（申請手続）

第6条 A E Dの貸出を受けようとする者は、杵築市自動体外式除細動器（A E D）貸出申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(貸出の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、貸出の可否を決定し、杵築市自動体外式除細動器(AED)貸出結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。ただし、申請者の同意がある場合は、口頭により結果を通知することができる。

2 前項の規定により、AEDの貸出を承認したときは、杵築市自動体外式除細動器(AED)貸出簿(様式第3号)に記載するものとする。

(貸出料及び経費)

第8条 AEDの貸出料及び使用に係る経費は、無料とする。

(機器の管理)

第9条 申請者は、当該AEDを常に良好な状態で管理及び使用しなければならない。

2 申請者は、当該AEDを目的以外に使用してはならない。

3 申請者は、当該AEDを転貸及び譲渡してはならない。

(貸出の中止)

第10条 市長は、AEDの貸出を受けた者がこの規程の定めに違反したときは、その貸出期間にかかわらず、AEDの貸出を中止し、返却させることができる。

(返却)

第11条 AEDの貸出を受けた者は、貸出期間満了後、速やかに当該AEDを返却し、当該AEDに破損又は紛失が無いか確認を受けるとともに、杵築市自動体外式除細動器(AED)使用報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 申請者は、当該AEDを破損又は紛失したとき、その他AEDの使用に係る重大な過失がある場合は、直ちに市長に報告し、原状回復に係る経費を負担し、又は相当と認める額をもって賠償しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。